

尼崎市監査公表第1号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和7年1月27日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	蛭	子	秀	一
同	綿	瀬	和	人

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 6 年 3 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	令和 7 年 1 月 1 7 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>音楽類型技術指導者への報償費の支出等について</u> 尼崎市立尼崎双星高等学校音楽類型レベルアップ事業実施要項（以下「実施要項」という。）で定めている講師（音楽類型技術指導者）の招聘手続を行わず、かつ実施報告書の提出もない講師に報償費を支払っているほか、パート別講師が規定の上限人数を超過しているなど、実施要項に違反した報償費の支払が多数検出された。また、講師の出退勤や活動時間の管理が不適切な状況となっていた。 さらに、報償費の積算根拠となる指導時間の端数処理が、令和 4 年度以降において実施要項及び支払決裁書に定めた方法と一致しておらず、その結果、一部の講師への支払が過少又は過大な支払となっているほか、同一年度内においても端数処理の方法が異なっているものがあるなど不適正な事務処理となっていた。 （高校教育課） <措置を求める事項> 音楽類型技術指導者の報償費の支出等において多くの問題が発生している主な要因は、所管課及び学校が実施要項を軽視し事業を進めた結果、所管課の統制が学校に対して及ばなくなったことであり、今回表層に現れた事象の改善のみにとどまる問題ではないと考える。 検出された問題の是正に加え今回の問題を学校と共有し、改めて事業の実態や実施要項等を確認した上で事業を適切にコントロールすること。	
5 措 置 の 内 容 高校教育課と尼崎双星高等学校（以下「学校」という）において監査結果や改善方法案の共有を行ったうえで、令和 6 年度の尼崎双星高等学校音楽類型レベルアップ事業実施要項（以下「実施要項」という）で各技術指導者（総括講師及びパート別講師）の役割を新たに定義付けしたほか、技術指導者の上限人数の変更等や、報酬費算出に係る端数調整方法の明確化を行うなどの見直しを行った。 具体的な見直し内容のうち、主なものは次の通りである。 招聘手続き及び実施報告書の手続きのない技術指導者への報償費支給については主に音楽類型体験入学時の技術指導者分（以下「体験入学時指導者分」という）であり、これは高校教育課が実施報告書等の確認を十分に行えていなかったほか学校も各手続き等の必要性を十分認識していなかったためであることから、体験入学時指導者分を含むすべての技術指導者について手続きが必要であることの共有を前述のとおり行ったうえで、実施報告書の様式が異なっていた体験入学時指導者分についても令	

和 6 年度からは他の技術指導者分と統一し、6 年度分は適切に実施済みである。

出退勤や活動時間の管理については、指導時間等を記載する出勤簿兼実施報告書を技術指導者が保管するのではなく学校に備え付けておくことを実施要項に規定し、学校で管理するよう改めた。

パート別講師が実施要項規定の上限人数を超過していたことについては、上限人数を令和 5 年度は「15 人程度」としていたが実態を踏まえ 6 年度は「20 人まで」に変更したほか、これまで上限人数を設定していなかった総括講師は「3 人まで」であることを実施要項に規定し、6 年度分は適切に実施している。

報償費の積算根拠となる指導時間の端数処理については、実施要項に「30 分未満切り捨て 30 分以上切り上げて支払う」という規定のみで、この端数処理を行うのが 1 日単位か支給時の合計時間に対してか明確でなかったため、支給時の合計時間で行うことを実施要項に規定した。

今回改訂した実施要項及び様式については、学校ともその理由と目的を再度共有しており、双方ともに履行確認を怠らないように徹底していく。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）